○国土交通省告示第千九十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十一月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

陣ノ尾川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

佐賀県唐津市相知町黒岩

字陣の尾　三〇二番五　一号

二九八番一　二号

二九七番　三号及び四号

三〇五番二　五号

字小合丸　三六八番　六号

三七〇番一　七号

三七一番二　八号及び九号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

村中川第一

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

佐賀県多久市北多久町大字多久原

五〇五八番一　一号

五一〇四番一七　二号から六号まで

五〇四〇番五　七号

五〇四四番　八号及び九号

四九九五番三　十号

四九八六番　十一号から十三号まで

四八四八番二　十四号

○海上保安庁告示第二百二号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年十一月十二日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　酒田港南防波堤仮設灯台

位置

所在地　山形県酒田港（南防波堤外端）

北緯　三八―五六―一一

東経　一三九―四七―三六

変更した事項

位置

所在地　山形県酒田港（南防波堤外端）

北緯　三八―五六―一二

東経　一三九―四七―三五

高さ　地上から構造物の頂部まで五・三メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル

変更年月日　平成二十五年九月二十八日

名称　御前岩灯標

位置

所在地　御前崎灯台（静岡県御前崎市）の東方約三・二キロメートル

北緯　三四―三五―五一

東経　一三八―一五―三八

変更した事項

名称　御前岩灯台

変更年月日　平成二十五年十月一日

名称　浜名港背割堤灯標

位置

所在地　静岡県浜名港（背割堤南端）

北緯　三四―四〇―四八

東経　一三七―三五―五三

変更した事項

名称　浜名港背割堤灯台

変更年月日　平成二十五年十月一日

名称　瀬元鼻灯標

位置

所在地　三重県尾鷲市（桃頭島灯台の西北西方約五八〇メートル）

北緯　三四―〇三―四一

東経　一三六―一五―一九

変更した事項

名称　瀬元鼻灯台

変更年月日　平成二十五年十月一日

名称　萩大島港赤穂瀬南防波堤灯台

位置

所在地　山口県萩市（大島港赤穂瀬南防波堤外端）

北緯　三四―二九―二五

東経　一三一―二四―四七

変更した事項

位置

光度　一一〇カンデラ

高さ　地上から構造物の頂部まで五・七メートル　平均水面上から灯火まで七・二メートル

変更年月日　平成二十五年十月一日

名称　大藻路岩灯標

位置

所在地　六連島灯台（山口県下関市）の北西方約六・三キロメートル

北緯　三四―〇〇―三五

東経　一三〇―四八―四三

変更した事項

名称　大藻路岩灯台

変更年月日　平成二十五年十月一日

名称　初埼灯標

位置

所在地　長崎県松浦市（初埼）

北緯　三三―二四―五五

東経　一二九―四七―四六

変更した事項

名称　初埼灯台

変更年月日　平成二十五年十月一日

名称　沖ノ御前島灯標

位置

所在地　島根県松江市（沖ノ御前島）

北緯　三五―三五―二一

東経　一三三―二一―〇五

変更した事項

名称　沖ノ御前島灯台

変更年月日　平成二十五年十月一日

名称　嫁礁灯標

位置

所在地　禄剛埼灯台（石川県珠洲市）の北北西方約一九キロメートル

北緯　三七―四〇―一七

東経　一三七―一二―二八

変更した事項

名称　嫁礁灯台

変更年月日　平成二十五年十月一日

名称　海士埼灯台

位置

所在地　石川県羽咋郡志賀町（海士埼）

北緯　三七―〇八―四九

東経　一三六―四〇―一四

変更した事項

光度　五、六〇〇カンデラ

光達距離　一二・五海里

高さ　地上から構造物の頂部まで一五メートル　平均水面上から灯火まで二八メートル

変更年月日　平成二十五年十月一日

名称　神戸灘第一号灯浮標

位置

所在地　阪神港神戸区（神戸第五防波堤東灯台の南南東方約七七〇メートル）

北緯　三四―四〇―四六

東経　一三五―一四―三七

変更した事項

光度　実効光度四〇カンデラ

光達距離　四・〇海里

変更年月日　平成二十五年十月一日

名称　神戸灘第二号灯浮標

位置

所在地　阪神港神戸区（神戸第五防波堤東灯台の南東方約八九〇メートル）

北緯　三四―四〇―四六

東経　一三五―一四―四七

変更した事項

光度　実効光度四〇カンデラ

光達距離　四・〇海里

変更年月日　平成二十五年十月一日

名称　神戸灘第五号灯浮標

位置

所在地　阪神港神戸区（神戸第五防波堤東灯台の北北東方約九二〇メートル）

北緯　三四―四一―三七

東経　一三五―一四―三五

変更した事項

光度　実効光度四〇カンデラ

光達距離　四・〇海里

変更年月日　平成二十五年十月二日